

## 沿岸漁業改善資金のご案内

○沿岸漁業改善資金とは、沿岸漁業従事者等が、自主的に近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式、漁ろうの安全の確保等のための施設等を導入するために必要な資金や、青年漁業者等漁業を担うべき者の育成や経営の開始のために必要な資金について、県が無利子で融資を行う資金です。

資金には「経営等改善資金」、「青年漁業者等養成確保資金」、「生活改善資金」の3種類あります。

### 経営等改善資金

|       |  |              |              |
|-------|--|--------------|--------------|
| 融資対象者 | 沿岸漁業従事者、漁業生産組合、従業員20人以下の会社                       |              |              |
| 資金使途  | 近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式又は漁ろうの安全の確保のための施設等の導入に必要な資金 |              |              |
| 貸付限度額 | 操船作業省力化  | ①レーダー        | 180万円/1台     |
|       | 機器等設置資金  | ②自動航跡記録装置    | 120万円/1台     |
|       |  | ③GPS受信機      | 130万円/1台     |
|       |  | 漁労作業省力化      | ①ラインホーラー等揚縄機 |
|       | 機器等設置資金  | ②ネットホーラー等揚網機 | 120万円/1台     |
|       |  | ③カラー魚群探知機    | 150万円/1台     |
|       |  | 燃料油消費節減      | ①エンジン        |
|       | 機器等設置資金  | ②定速装置        | 120万円/1台     |
|       |  | ③発光ダイオード式集魚灯 | 1,300万円/1台   |
| 償還期限  |  | 7年以内         |              |

### 青年漁業者等養成確保資金

|       |  |                 |         |
|-------|--|-----------------|---------|
| 融資対象者 | 青年漁業者（18～40才未満）<br>青年漁業者による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の |                 |         |
| 資金使途  | その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎の形成に必要な資金                       |                 |         |
| 貸付限度額 | 研修教育資金   | 国内研修（教材費等）      | 180万円/人 |
|       | 高度経営技術習得資金                                       | パソコン等関連機器       | 150万円   |
|       | 漁業経営開始資金   | 漁船、機器、漁具、種苗、餌など | 2,000万円 |
| 償還期限  | 研修教育資金及び高度経営技術習得資金は7年<br>漁業経営開始資金は10年            |                 |         |

★資金の貸付要件等については、裏面をご覧ください。

# 生活改善資金

融資対象者

沿岸漁業従事者

資金用途

漁家の生活改善のための合理的な生活方式の導入に必要な資金

貸付限度額

生活合理化設備  
資金  
住居利用方式  
改善資金

- ①し尿浄化装置
- ②自家用配水施設
- ①居室等の改造

30万円/件  
10万円  
150万円

償還期限

3年以内  
2年以内  
7年以内

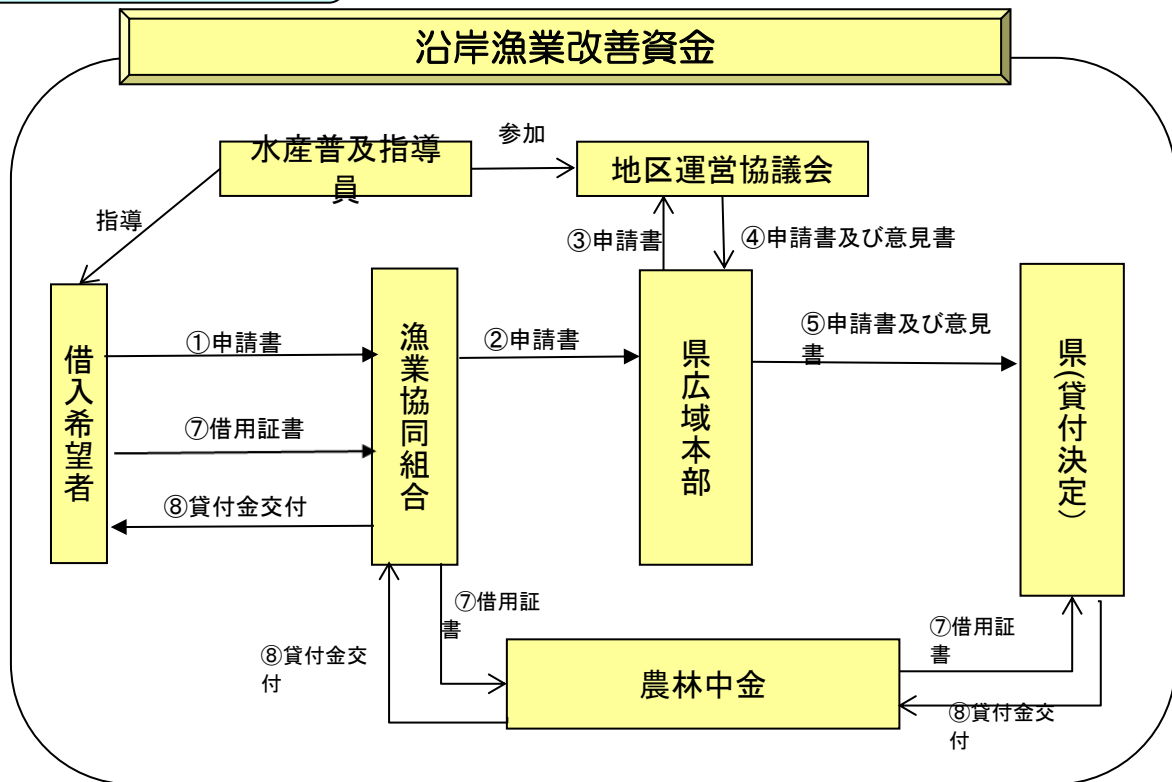
○借入にあたって以下の要件があります。

## 〔要件〕

- ① 貸付けに当たっては、水産業改良普及員の指導が必要です。
- ② 同一内容(同じ種類の機器設置)での貸付けは、原則1回限り。  
ただし、燃料油の消費節減につながるものの導入については、2回目以降の貸付けが可能。
- ③ 貸付時期は年5回(6、7、9、11、2月)で、約1か月前が申請書の提出期限です。
- ④ 連帯保証人(2人以上)の提供が必要となります。

## 貸付の手続

貸付の手続は各資金ごと以下のとおりです。



●資金に関する詳しい相談は、最寄りの広域地域本部・地域振興局または、漁業協同組合までお問い合わせください。